

中朝国境についての一考察

西 重 信 (元・関西大学)

17世紀半ば以降の帝政ロシアの東進は黒龍江(アムール河)上流域の清朝辺境と部分的接触を繰り返し、北東アジア大陸の国境の意義は自己の経済文化圏を自主的に印すことから接壤国との境界へと変り始めた。やがて満州(中国東北部)東部国境も近代国境の最終段階としての線になり鉄条網になった¹。現在はこの国境概念が主流だが、中朝国境とりわけ図們江(豆満江)国境にはそれでは十分理解出来ない歴史的経緯がある。古来からの複数の民族の雑居や異質な統治が、この地域に独特の境界問題を生起させ現国境は延辺朝鮮族を跨境民族としている。中国と北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は1962年10月3日に国境問題会談を行い、同年10月12日に平壤で中朝国境条約を締結した²。1964年3月20日には北京で中朝国境議定書が調印された³。中国政府にとってこれらの合意は容易ではなかったばかりか、遼寧、吉林両省政府が抗議するほど妥協的内容だったといわれている⁴。本小論は国境条約及び議定書における白頭山(長白山)天池以東と図們江の中朝国境の詳細を明らかにし、大韓帝国と清国との境界を定めた1909年の間島協約(間島に関する日清協約)との対比で国境条約及び議定書の歴史的、政治的意義を考察する試みである⁵。

1. 中朝国境条約における白頭山と図們江国境

条約前文では、中国国家主席と北朝鮮最高人民会議常任委員会は、両国間に歴史的に残された国境問題を全面的に解決することが両国の根本的利益に合致し、かつ両国人民の兄弟の友誼を強化発展させるが故に国境条約を締結すると述べている。等しく正文である中国語と朝鮮語の条約本書二通には、中国が平壤に特派した国務院総理周恩来と北朝鮮内閣首相金日成が署名した。

各条項の定めは次の通りである。

第一条で双方は両国境界の確定に同意し、第1項において白頭山天池の境界を定めている。天池境界は、周囲山地の南西2520と2664高地間鞍部中心から東北方向に直線で天池を横断し、対岸2628と2680高地間鞍部中心に至る。その西北部分は中国、東南部分は北朝鮮に帰属する。第4項において天池以東の境界は、前記2628と2680高地間鞍部中心から東へ2114、1992、1956、1562、1332各高地をそれぞれ直線で結び、さらに直線で図們江上流紅土水(小河)と北側一支流との合流点1283高地北に至る。ここから紅土水中心線を下り、弱流河との合流点に至る。第5項では、紅土水と弱流河合流点から中朝国境東端までは図們江を境界とした。

第二条で双方は境界河川の島嶼と砂洲の帰属決

キーワード：

間島協約(間島に関する日清協約)、間島(延辺)、図們江・豆満江、白頭山・長白山、跨境民族

定上の4項目の規定に同意した。(1) 条約締結以前に既に一方の公民が居住或いは開墾した島嶼と砂洲の帰属は変更しない。(2) これ以外の島嶼と砂洲はどちらかの河岸に近い方に帰属し、真中に位置するものは協議によって確定する。(3) 一方の河岸とその一方所属島嶼間に位置する島嶼と砂洲は、他方の河岸に近いか河川真中に位置するかにかかわらず、その一方に帰属する。(4) 条約締結後に新たな島嶼や砂洲が出現した場合には、本条第2、3項規定に基づき帰属を確定する。

第三条第1項では、鴨緑江と図們江の境界幅はいかなる時期でも水面幅を基準とし、境界河川は航行、漁獵、河水使用を含む共有、共同管理、共同利用とする。

第四条第1項では、条約締結後直ちに国境連合委員会を設立して国境探査、木造境界標識設置、境界河川の島嶼と砂洲の帰属確定、議定書草案一通と国境地図の作製が合意された。第2項では、第1項の議定書と国境地図は両国政府代表署名を経て直ちに条約付属文書とし、国境連合委員会の任務は終了するとした。

第五条では、本条約は必ず批准を得ることとして批准書は出来るだけ早く北京で交換し、条約は批准書交換日から発効するとした。更に条約締結以前の両国間の国境に関する全ての公文書は、1962年10月3日調印の中朝国境問題会談紀要を除き、第四条規定の議定書発効日から失効するとされている。国境に関する公文書の具体的名称は記されていないが、多分1945年以降のものだろう。

2. 中朝国境議定書における境界の詳細

中朝国境議定書は、国境条約締結の17ヶ月後に調印された。等しく正文の中国語と朝鮮語による本書二通には、中国側陳毅と北朝鮮側朴成哲両政府全権代表が署名した。議定書前文は、次のように述べている。

中朝国境連合委員会は、国境条約の規定に基づく平等な協議と友好的合作を通じて円満に両国国境を探査し、境界標識の設置及び境界河川の島嶼と砂洲の帰属を確定した。明確かつ具体的な国境確定は、両国政府の団結と両国人民の兄弟の友誼の発展と強化に貢献した。よって国境条約第四条規定に基づき本議定書を締結する。

注目すべき条項の定めは以下の通りである。

(1) 境界標識の設置

第一条では、双方は国境条約第四条に基づく現地探査を行い、白頭山地区境界に標識を設置したこと、鴨緑江と図們江の島嶼と砂洲の帰属を確定し、鴨緑江口の江海分界線に標識3本を設置したとしている。

第二条第1項では、白頭山地区設置の境界標識には大小二種類あり、それぞれの地表露出高は155、129cmで鉄筋コンクリート製である。標識の中国側面には漢字で「中国」、北朝鮮側面には朝鮮語で「朝鮮」と刻む。国名下には標識設置年、両面には標識番号を刻む。第3項では、図們江の中国の王家鉞子島と北朝鮮の每基島の分界を明確にして分界線上に2本の標識を設置した。

第三条第1項では、鴨緑江と図們江を境界とする区間での境界幅は本条第2項規定の水域を除き、常に河川水面幅とされた。第2項規定とは中朝国境問題会談紀要第六条規定を指しており、一方の国内に発源して境界河川に流入する支流の水系や流水形状と国境との関係を定めた内容である。

第四条では、境界河川の島嶼と砂洲のうち面積2500㎡以上のもの並びに未満であっても固定的使用価値のあるものは、現地探査を経て条約第二条規定に基づき帰属を確定し、本議定書添付の帰属一覧表に記載して添付地図に明記する。その他の島嶼と砂洲の帰属には、条約第二条規定を適用するとしている。

(2) 白頭山の境界標識設置の詳細

議定書では縮尺五万分の一の地図が使用された

ようだが、若干詳細な地図があれば境界線を引くことが可能な程詳しく以下のように定められている。

第七条では、白頭山地区境界は鴨緑江上流と2071高地（新測定標高2152m）東の最寄りの一小支流（時令河）合流点を起点とし、白頭山天池を経て紅土水（小河）と弱流河合流点に至る区間45092.8mと記されている。この境界起点に1号大型標識3本を設置し、ここから時令河の中心線を西北に溯り、2本の2号大型標識間を結ぶ直線との交差点に至る。本区間長は添付地図上3050m。2号大型標識間直線交差点から直線で2469高地（新測定標高2457.4m）の東南斜面及び絶壁を経て同高地頂上の3号大型標識に至る。本区間長は472.3m。3号大型標識から直線で2469高地西北斜面を経て二つの枯渇した小川と絶壁を通り白頭山天池周囲の最南端鞍部西側最寄りの2525.8高地頂上の4号大型標識に至る。本区間長は1691.1m。4号大型標識から天池周囲の山の背に沿って西北方向へ2520高地（新測定標高2543m）を経て同高地と2664高地（青石峰）間鞍部の5号大型標識に至る。本区間長は添付地図上3100m。5号大型標識から直線で磁石方位 $67^{\circ} 58.3'$ 方向に天池を横切り周囲2628と2680高地（天文峰）間鞍部中心の6号大型標識に至る。本区間長は5305.6m。6号大型標識から直線で真方位 $93^{\circ} 10' 41.6''$ 方向に雨裂と以頭河の西支流を通り抜け2114高地の7号大型標識に至る。本区間長は3226.3m。7号大型標識から直線で磁石方位 $82^{\circ} 57.9'$ 方向に2114高地東北斜面を下り、1992高地の8号大型標識に至る。本区間長は1646.8m。8号大型標識から直線で磁石方位 $96^{\circ} 07.1'$ 方向に800mを隔てた1992と1956高地（新測定標高1951.8m）間を9号大型標識に至る。本区間長は1696.7m。9号大型標識から直線で磁石方位 $96^{\circ} 45.5'$ 方向直線上の10、11、12、13号小型標識を経て10040.8mの14号大型標識に至る。本区間境界は、9号大型標識か

ら黒石溝（土門江）を通り抜けて10号小型標識へ斜面を下り雨裂を経て11号小型標識、斜面を下り雨裂を経て12号小型標識、斜面を下って雨裂と安図市から新武城への道路を通り抜けて13号小型標識、ここから小河溝を通り抜けて双目峰（双頭峰）西北斜面を上り14号大型標識に至る。14号大型標識から直線で磁石方位 $102^{\circ} 58.5'$ 方向直線上の15、16、17号小型標識を経て9574.9mの18号大型標識に至る。本区間境界は、14号大型標識から東南へ陰斜面を下り平坦部の15号小型標識から緩斜面を下り16号小型標識、ここから平坦な山地に沿って17号小型標識を経て更に平坦な山地を1332高地（新測定標高1300.8m）の18号大型標識に至る。18号大型標識から直線で磁石方位 $91^{\circ} 11.5'$ 方向へ緩斜面を下り小溝を通り抜けて更に緩斜面を上り19号小型標識に至る。ここから前記直線に沿って緩斜面を下り3本の20号大型標識が設置されている紅土水と北側一支流（母樹林河）との合流点に至る。本区間長は2713.3m。3本の20号大型標識設置点から紅土水中心線を下り赤峰山南麓を回って東南へ向かい、北朝鮮領内から流出する小時令河との合流点に至る。再び東北へ下り添付地図上2575m隔たった紅土水と弱流河合流点に至る。この合流点周囲に3本の21号大型標識を設置。8号から20号大型標識間の境界線上には、幅4～8mの並木通視道を切り開いたとされている。

第八条では、白頭山地区境界に設置した第21号までの合計28本の境界標識の内訳と具体的設置点が記されている。1本設置が17ヶ所17本、同番号2本設置が1ヶ所2本、同番号3本設置が3ヶ所9本である。28本の境界標識は大型20本、小型8本である。大型標識の内13本は経度と緯度を測定したが他の7本と小型標識8本については測定しなかったとされている。

1号大型標識(1)号は中国領内の東経 $128^{\circ} 05' 49.09''$ 、北緯 $41^{\circ} 56' 44.3''$ にあり、鴨緑江上流と2071高地東の時令河との合流点にある。合流点

までの磁石方位 $71^{\circ} 01.2'$ 、距離 86 m。(2)号は北朝鮮領内、前記合流点の北斜面にありそこまでの磁石方位 $162^{\circ} 49.9'$ 、距離 85 m。(3)号は北朝鮮領内、前記合流点東斜面にあり、磁石方位 $298^{\circ} 36.2'$ 、距離 82.7 m。一尖岩までの磁石方位 $187^{\circ} 39.4'$ 、距離 332.2 m。2号大型標識(1)号は中国領内の東経 $128^{\circ} 04' 21.6''$ 、北緯 $41^{\circ} 57' 54''$ にあり、時令河上流兩岸斜面の2本の2号大型標識間を結ぶ直線と水流中心線との交差点西斜面にある。交差点までの磁石方位 $66^{\circ} 41.7'$ 、距離 55.9 m。(2)号は北朝鮮領内、前記交差点東斜面にあり、そこまでの磁石方位 $246^{\circ} 41.7'$ 、距離 50 m。3号大型標識は、東経 $128^{\circ} 04' 09.1''$ 、北緯 $41^{\circ} 58' 05.7''$ にあり、4号大型標識までの真方位 $314^{\circ} 40' 20.8''$ 。4号大型標識は白頭山天池周囲最南端鞍部西側最寄りの2525.8高地頂上、東経 $128^{\circ} 03' 16.9''$ 、北緯 $41^{\circ} 58' 44.2''$ にある。4号から5号大型標識までの真方位 $311^{\circ} 16' 48.6''$ 。5号大型標識は天池周囲西南端2520と2664高地(青石峰)間鞍部中心、東経 $128^{\circ} 01' 40.9''$ 、北緯 $41^{\circ} 59' 47.1''$ にあり、6号大型標識までの磁石方位 $67^{\circ} 58.3'$ 。6号大型標識は天池周囲2628と2680高地(天文峰)間鞍部中心突出部、東経 $128^{\circ} 05' 01.5''$ 、北緯 $42^{\circ} 01' 11.8''$ にあり、7号大型標識までの真方位 $93^{\circ} 10' 41.6''$ 。7号大型標識は2114高地、東経 $128^{\circ} 07' 21.5''$ 、北緯 $42^{\circ} 01' 06''$ にあり、8号大型標識までの磁石方位 $82^{\circ} 57.9'$ 。8号大型標識は2114高地東斜面、東経 $128^{\circ} 08' 30.6''$ 、北緯 $42^{\circ} 01' 19.4''$ にあり、9号大型標識までの磁石方位 $96^{\circ} 07.1'$ 。9号大型標識は大角峰北斜面1956高地、東経 $128^{\circ} 09' 44.4''$ 、北緯 $42^{\circ} 01' 20.9''$ にあり、10、11、12、13号小型標識を経て14号大型標識までの磁石方位 $96^{\circ} 45.5'$ 。

(3) 黒石溝(土門江)と紅土水の条文化

10号小型標識は9号大型標識から東へ1229 m、その西斜面から80 mに黒石溝(土門江)がある。11号小型標識は10号から2218 mの距離、西斜面から80 mの距離に大雨裂が一つある。12号

小型標識は11号から3182.8 m、東80 mの距離に大雨裂が一つある。13号小型標識は12号から2135 mの距離、西15 mには安図市から新武城に通じる道路がある。14号大型標識は13号から1276 mの双峰北1562高地、東経 $128^{\circ} 17' 00.8''$ 、北緯 $42^{\circ} 01' 25.7''$ にある。14号から直線で15、16、17号小型標識を経て18号大型標識までの磁石方位 $102^{\circ} 58.5'$ 。15号小型標識は14号から2002 m、16号小型標識は15号から3602.9 m、17号小型標識は16号から2361 m、西30 mには新武城から赤峰に通じる道路がある。18号大型標識は17号から1609 mの1332高地、東経 $128^{\circ} 23' 55.4''$ 、北緯 $42^{\circ} 00' 58.6''$ にあり、19号小型標識までの真方位 $91^{\circ} 11.5'$ 。19号小型標識は18号大型標識と紅土水及び北側支流(母樹林河)合流点とを直線で結んだ地点にある。紅土水と母樹林河合流点までの距離は1054.6 m、18号までは1658.7 m。3本の20号大型標識は紅土水と母樹林河合流点にある。20号大型標識(1)号は北朝鮮領内の前記合流点南から西への斜面、東経 $128^{\circ} 25' 51.8''$ 、北緯 $42^{\circ} 01' 08.7''$ にあり、合流点までの磁石方位 $11^{\circ} 26'$ 、距離103.02 m。(2)号は前記合流点から東北の南斜面中国領内にあり、合流点までの磁石方位 $239^{\circ} 54.2'$ 、距離126.89 m。3本の21号大型標識は紅土水と弱流河の合流点にある。21号大型標識(1)号は前記合流点南から西への斜面、東経 $128^{\circ} 27' 19.1''$ 、北緯 $42^{\circ} 01' 06.9''$ にあり、合流点までの磁石方位 $25^{\circ} 28.8'$ 、距離71.4 m。(2)号は中国領内の前記合流点東から北への峠にあり、合流点までの磁石方位 $263^{\circ} 54.4'$ 、距離90.77 m。(3)号は中国領内の前記合流点西北の峠にある。合流点までの磁石方位 $142^{\circ} 42.0'$ 、距離74.74 m。

(4) 境界河川の島嶼と砂洲の帰属

第九条第1項では、鴨緑江と図們江で探査した島嶼と砂洲は合計451個、その内187個が中国、264個が北朝鮮に属する。第1項(2)では、紅土水と弱流河合流点から中朝国境東端までの図們江を境界とする区間で探査した島嶼と砂洲は合計

246 個、その内 109 個が中国、137 個が北朝鮮に属する。第 2、3 項でこれらの島嶼と砂洲には鴨緑江口の江海分界線から図們江の中朝国境東端まで順次番号を付け、位置、面積、帰属を議定書第四条一覧表に収録して議定書の一部とした。第 4 項では、将来の洪水、水流変動、その他の原因で島嶼と砂洲の位置と形状に変化が生じた場合或いは鴨緑江と図們江岸の土地が島嶼になったり、対岸と接続された場合にも帰属に変化はないとされている。

(5) 境界線と標識の維持管理分担

第十四条では、双方は境界標識と江海分界標識の維持管理に必要な措置を講じて標識の移動、損壊を防止し、どちらも一方的に新しい境界標識と江海分界標識を設置してはならないとしている。

第十五条第 1 項では、境界標識と江海分界標識の維持管理分担が定められた。(1) 1 本設置の境界標識では奇数番号を中国、偶数番号を北朝鮮が担当する。(2) 同番号 2、3 本設置標識はそれぞれの所在国が担当する。(3) 鴨緑江口江海分界標識はそれぞれの所在国が担当する。(4) 中国の王家鉞子島及び北朝鮮の每基島の境界標識 2 本の内、東南側 1 本（東経 130° 15' 15.96"、北緯 42° 51' 57.91"）は中国、西北側 1 本（東経 130° 15' 13.62"、北緯 42° 52' 02.08"）は北朝鮮が担当する。第 2 項では、もし一方が境界標識或いは江海分界標識の移動、損壊を発見した場合には速やかに他方に通知しなくてはならず、当該標識担当国は他方同行下に元来の場所、規格に修復、再建しなくてはならない。仮に移動、損壊した標識が自然現象によって元来の場所で修復、再建不可能の場合には協議によって他の適当地を選ぶことが可能だが、境界或いは江海分界線が変更されることはない。

第十六条では、白頭山地区森林地帯の境界の識別を容易にするため 6 年ごとに境界通視道を清掃しなくてはならないとされた。

第十八条では、双方は議定書発効後 3 年ごとに

白頭山地区境界、5 年ごとに境界河川を一回づつ合同検査して記録を作成し、双方署名後各自保管する。検査によって標識の異状を発見した場合或いは議定書添付一覧表の島嶼もしくは砂洲が水没またはもう一方の陸地に接続した場合には、詳細に記録しなくてはならない。標識異状の場合は、議定書第十五条第 2 項の規定に従う。島嶼或いは砂洲の異状の場合には共同もしくは他方の同意を得て浚渫或いは標識を設置する。新しい島嶼や砂洲を発見した場合には国境条約第二条第 4 項規定に従い帰属を確定する。検査では合同検査委員会の設立が可能とされている。

第二十条では、国境条約第五条規定により中朝国境問題会談紀要を除き国境条約締結以前の両国間の国境に関する全ての公文書は、議定書発効日から失効するとされた。

第二十一条で議定書は署名日から発効するとされた。

3. 日本による韓国の保護国化と間島協約

日露戦争中の 1904 年 8 月の第一次日韓協約では、大韓帝国政府は外国との条約締結その他重要外交案件の処理に関しては予め日本政府と協議しなければならないと定められた。日露講和後の 1905 年 11 月の第二次日韓協約（韓国保護条約）では、韓国外交権の掌握、韓国に現存する外国との条約の継承、韓国統監府の設置、等が定められた。日本による韓国保護国化は、1907 年 7 月の第三次日韓協約によって完成した。韓国外交を掌握した日本は、1880 年代から清国との間で係争中だった間島（延辺）帰属問題をも受け継いだ。公式には韓国議政府参政大臣朴齊純が、1906 年 11 月 18 日付公文で初代韓国統監伊藤博文に対して日本政府による間島の朝鮮人保護を要請し、清韓間の間島問題はここにおいて日清間の外交問題とされた。韓国統監府臨時間島派出所は 1907 年 2 月に東京で創設され、同年 8 月の日露協商によ

る南北満州勢力圏画定を期して龍井村（六道溝・今日の龍井）に開設された。統監府派出所は開設時から一貫して間島の帰属は未定だが韓国の領土たらしめるとする施政方針だったが、北京駐在日本文公使林権助の考えは異なっていた。翌1908年1月に派出所に送られた林公使の意見書は、清国と朝鮮及び韓国との交渉の経緯を重視した内容で韓国への一定の理解を示しながらも領有権主張貫徹の困難を強く示唆している⁶。当初からの両者の見解の隔たりには注目すべきである。間島協約は、日韓併合前年1909年9月4日に北京で伊集院彦吉と清国外務部尚書會辦大臣梁敦彥とが調印した。日露戦争後のシベリア鉄道複線化着手による極東でのロシアの軍事力増強への対抗措置が急務だった日本は、ポーツマス条約と日清満州善後条約で獲得していた安東（今日の丹東）奉天（瀋陽）間の狭軌鉄道の標準軌道化に間島問題を取引に利用し、領土権を譲渡した⁷。

協約前文では、日本政府及び清国政府は図們江が清韓国境たることを確認し、妥協精神を以て両国辺民に永遠の治安を享受せしめるとしている。日本文と漢文を正文とする各二通が作成された。

注目すべき内容は以下の通りである⁸。

（1）清韓国境

第一条で日清両国政府は図們江を清韓国境とし、江源地方においては定界碑を起点として石乙水を境界とした。

（2）間島の区域

協約付図による間島の区域は、当時の行政区域による和龍、延吉、汪清県春融郷の大半及び安図県紅旗河社地方である。北は老爺嶺から南西に下り哈爾巴嶺、西は黄溝嶺、高（窩）集嶺、北甌山、紅旗水嶺に沿って定界碑、南は図們江、東は憂呀河を境にして琿春は含まれていない。だが清国は実際には憂呀河以東汪清県一帯から琿春県まで協約を適用し、日本も同地域を間島総領事館管轄下に置いていた。第二条では、清国政府は龍井村、局子街、頭道溝、百草溝を外国人の居住と貿易に

開放し、日本は同各地に領事館分館を開設するとした。

（3）間島朝鮮人の条約上の地位と権利

第三条では、清国政府は従来通り図們江北の墾地において韓民居住を承准し、その地域境界は付図に示す。第四条では、図們江北雑居地域内墾地居住韓民は清国法権に服従し清国地方官の管轄裁判に帰し、清国官憲は納税等行政上も韓民を清国民と同等に待遇すべしと定められた。但し全ての民事刑事訴訟裁判における日本領事の法廷立会権、人命関連重案の日本領事への告知義務及び裁判での日本領事による覆審請求権が認められた。第五条では、図們江北雑居地域内での韓民所有の土地、家屋は清国政府によって清国民の財産同様完全に保護されるとされた。

（4）国境往来と米穀販運の自由

第五条では、図們江沿岸に場所を選び渡船を設けて双方人民の往来は自由、但し公文護照を所持しない兵器携帯者は越境を禁ずる。雑居区域内産出米穀は韓民の販運を許可するが、凶年に際しては禁止出来るとした。第六条では、清国政府は吉林長春間鉄道を将来延吉南境に延長して韓国会寧で韓国鉄道に連結させ、全ての規格は吉長鉄道と一律とした。

（5）日本領事館の設置

第七条では、協約は調印後直ちに発効し、統監府派出所及び文武各員は二カ月をもって撤退を完了すること、日本政府は二カ月以内に第二条規定の通商地に領事館を開設するとした。

4. 中朝国境条約及び議定書を間島協約に対比して

中朝国境条約及び議定書を間島協約に対比すると決定的な違いがある。第一に、条約及び議定書での兄弟の友誼、平等な協議と友好的合作を通じた円満な国境探査、等しく正文の両国語、境界標識への両国名併記、等の文言に一貫してみられる中朝の対等関係である。大韓帝国の外交を日本が

掌握していた間島協約当時とは異なり、主権国家北朝鮮が清の継承国中国との直接交渉で締結した条約である。この対等性には歴史的、政治的意義がある。1712年に白頭山に設置された康熙定界碑は当時の両国の上下関係をよく表わし、漢文表記でしかも碑最上部には「大清」の文字が横書き大書されていた。更に朝鮮戦争で共通の敵と戦ったという血の友誼とも異なり、条約及び議定書には支援と被支援国との立場や軍事力の優劣を背景にした文言は見当たらない。

第二に、北朝鮮は図們江源の境界起点をかつて白頭山頂東南1里（日本里程）余の山麓にあった定界碑から天池にまで押し上げ、しかもほぼ折半領有している。一説には北朝鮮が天池の5分の3を領有したといわれる⁹が、清と朝鮮にとっての白頭山のもつ意義は領土問題に止まらない。特に北朝鮮にとっては、金日成の抗日独立闘争史と一体化した象徴的存在である。ひいては冷戦下の厳しい南北朝鮮対立下で、どちらが朝鮮及び大韓帝国の正統的継承者なのかを競う問題であったろう。清にとっても女真の歴史的居住活動地域であり、太祖ヌルハチの開国説話中の聖地である。清の継承国である中国は当時どのように認識していたのだろうか。

第三に、図們江源の境界が間島協約の石乙水から紅土水へと北上したことである。この図們江第一源流は、1887年（高宗24年、光緒13年）の清韓の第二回勘界交渉で朝鮮勘界使李重夏が、極めて不利な条件下の交渉だったにも拘らず、清国派遣員秦瑛の石乙水に対してあくまで主張した河川境界である。日本政府はこれ以前から李の存在を重視しており、前年6月にシベリア経由で欧州9ヶ国訪問途次の黒田清隆が元山寄港中に会談している¹⁰。李の決意と努力は間島協約の締結によって結果として報いられることはなかった。だが満州国設立直前、間島を朝鮮建国以来の連綿たる墳墓の地とする間島自立同盟の「檀自由国」構想において一死君国に殉ずる覚悟として称賛され

た¹¹。

第四に、条約及び議定書では松花江の支流五道白河上流の黒石溝（土門江）を図們江源の境界の一部として条文化したことである。この河が1885年の清韓の第一回勘界交渉以来朝鮮の論拠とされてきた定界碑文「西為鴨緑東為土門故於分水嶺上勅石為記」に記されていた土門江であれば、図們（豆満）・土門江別流論の部分的復活と承認である。二度の勘界交渉後、別流論は大韓帝国に受け継がれて間島領有権主張の唯一の論拠になり、韓国政府は1902年（光武6年）に李範允を北壘島視察ついで北壘島管理使に任命して自国民保護に乗り出した。1904年8月の駐韓清国公使照会文には日露戦争終結後に両国員を派遣して界址確定するとの文言がある。第二回勘界交渉以来十数年を経て、一旦図們江の源流問題に縮小されてしまった間島帰属問題はここにきて復活の兆候が生じた。実に間島での李範允の活動によるところが極めて大きいとされている¹²。この後の図們・土門江別流論と韓国民保護は、統監府派出所に受け継がれた。

条約及び議定書を間島協約に対比してこのようにみれば、北朝鮮はあたかも朝鮮建国以来の国是「北伐（北進）¹³」を1960年代に実践したかのようである。中ソの緊張関係を背景にした多大の外交努力によって中国の譲歩を獲得したのだろう。

だが条約及び議定書の核心部分は、間島協約と大きくは異ならない。条約及び議定書は、白頭山天池と図們江源での新境界を定め、境界河川の島嶼と砂洲の帰属を確定したが図們江国境はそのままである。換言すれば中国による間島（延辺）領有の法的確認である。条約及び議定書では「白頭山」と「図們江」の文字が一貫して使用されている。前者は朝鮮名で後者は中国名表記である。北朝鮮は白頭山を獲得して図們江即ち間島を譲渡したのだと受け取ることも可能である。今日の北朝鮮指導者達には領土を失ったという認識が全くないと批判¹⁴の根拠はここにあるのだろう。いずれ

にしても間島朝鮮人の中国朝鮮族としての法的地位が両国で確認されたことになる。跨境民族としての朝鮮人の地位と権利は間島協約で定められたが、その後の統治者の交替のたびに統治政策が変転し複雑な経緯を辿った。間島協約直後の日韓併合による朝鮮人の国籍問題、1912年の中華民国国籍法発布による中国への帰化問題、1916年の南満州及び東部内蒙古に関する条約（満蒙条約）と間島協約との不整合、解放直後の延辺での間島帰属問題、中国共産党土地改革と朝鮮人武装組織化、人民解放軍朝鮮族兵士の朝鮮人民軍への引き渡し編入と朝鮮戦争、朝鮮戦争での延辺朝鮮族の貢献と自治権、解放後の土地改革で得た土地の人民公社化による収用、等は間島協約後わずか半世紀間に間島朝鮮人が体験した統治政策の変転による困苦の一部である。これらの問題は現在に至るも解明不十分なままである。

間島協約での国境往来と韓国民による米穀販運の自由は、間島と咸境北道の人々に図們江は国境ではなく隣の街や村との境であることを法的に保障した。日韓併合後の朝鮮総督府による朝鮮陸接国境関税令と朝鮮関税定率令の施行は、兩岸の地域経済と住民生活を補完し発展させた¹⁵。条約及び議定書もこの補完関係を全面的には否定出来なかった。境界を水面幅と定め、図們江の共有、共同管理、共同使用を認めた。対岸に上陸しない限り国境侵犯にはならず¹⁶、まして人と物が最も盛んに大量に移動する冬季の結氷期では水面幅の厳密な判定は不可能だろう。実際に現在でも一定の自由往来が可能である¹⁷。このように極めて緩い国境の定めと運用は、現実には間島協約の合理的部分は継承せざるを得なかったからだろう。中朝にとって間島問題は、朝鮮人跨境民族問題と一体だったことをよく表している。

図們江下流の朝口国境は、江口から18.2km溯った右岸北朝鮮側第2標柱と対岸ロシア側第1標柱とを結ぶ直線までの河床中央線である¹⁸。つまりその上流は中朝共有による带状国境だが、下流は

寸土の未定地も残さない線であり鉄条網国境である。第1標柱は1886年の琿春界約に基づき左岸沙草峰の南に再建された「土字（T字）」石碑¹⁹の100m下流にあり、中口国境最終第423標柱が朝、中、ロ三国国境起点である。ロシアとの国境画定に消極的だった北朝鮮の姿勢が急に軟化したのは1998年4月のモスクワでの三国交渉からで、三国国境協定は1999年6月に各国の法的手続きが終了して発効したといわれている²⁰。だが同一河川の上下流での中朝と朝口国境形状の不整合は、島嶼や砂洲、渡河、航行、出海、漁猟、等の河川利用と生態系や自然環境保護の円滑な協力と実施に多くの課題がある。今後のエネルギーや人と貨物輸送の活発化による図們江地域開発を進めるうえでも早期の対策が必要である。

5. 朝鮮東北境の歴史と中朝国境問題会談の出発点

中朝共に間島協約の有効性と合理性を公式には認めておらず²¹、国境問題会談での議論の出発点にはなり得ないし、国境条約と議定書のモデルとしても不適だっただろう。では中朝が全面的解決をめざした歴史的国境問題とは、どの時点での問題だろうか。会談紀要の分析が不可欠だが、目下可能な接近方法として朝鮮東北境の歴史をみてみたい。

間島協約素案というべき「間島問題私見『間島問題協定案私議』」を外務省に提出した内藤湖南は、調査研究では朝鮮帰属の合理性を主張している。湖南が間島問題の調査を最初に依頼されたのは、1905年11月から12月にかけて前外務大臣小村寿太郎特命全権大使の顧問として北京滞在中のこととされている²²。翌年1月に帰国後、参謀本部からの依頼を受けて2月に調査報告書を提出している。結論は、韓国による領有権主張の正当性、地方官と守備兵の派遣である²³。1889年編纂の参謀本部編『満洲地誌』は、朝鮮国界をなす江河を鴨緑、図們の二江とし、図們江は朝鮮東北境

と支那満洲及び魯領沿海州との分界をなす江流で源を長白山の東麓に発すると記している²⁴。湖南はこの見解を越えたことになる。1907年には「間島問題調査書」を外務省に提出したが、一部がその草稿として用いられたとされる同年8月25日付「韓国東北疆界攻略」では朝鮮東北境の歴史を以下のようにとらえている²⁵。

朝鮮東北境が史書に明記されたのは新羅時代に渤海と隣接した時に始まる。『新唐書渤海傳』には「南接新羅以泥河為界」とあり、当時の朝鮮歴史学者は泥河を江陵北部の泥川水とした。高麗時代に女真に接するようになり、金の勃興に伴って境界紛争が生じた。主たる係争地葛懶甸は咸鏡道鏡城以北だった。1107年（高麗睿宗三年）に都元帥尹瓘が17万の大軍を率いて女真に侵攻して碑を先春嶺に建てたとされる事蹟は最も誇称されている。ほどなく和を講じて占領地を返還したが『東国輿地勝覽』は、尹瓘の北征区域は綏芬河を東北限として長白山から哈爾巴嶺に連なる山脈以南としている。清朝『吉林通史』は、間島の海蘭河地方が尹瓘による九城築城地だとしている。朝鮮の『大韓疆域考』だけが尹瓘は咸鏡道吉州を一步も越えずと主張するが、『金史斜卯阿里傳』には徒門、葛懶二河での高麗兵との戦闘が記録されており、これが豆満江、海蘭河の二河であることは疑いない。元明交替期の高麗末には咸鏡道の大部分は元の支配下に置かれていた。豆満江東の幹東に興った朝鮮太祖李成桂の祖先は古来の出身は全州といわれるが、数世代に渡って女真居住地で起居した。その一人穆祖（李安社）は、改名して元に仕え南京五千戸所達魯花赤を授けられた。南京は海蘭河辺の東古城子である。太祖は高麗時代から女真と戦い征服し、建国後もこの地域の経略に努めたが無二の側近で開国一等功臣李豆蘭（之蘭）は帰化女真だった。太祖は豆満江辺に慶興と慶源二鎮、第四代世宗が富寧、穩城、鐘城、会寧の四鎮を築き1433年に六鎮が整った。金宗瑞の豆満江防備の有利性進言によって1437年に六鎮

永久制となり、忠清、慶尚、全羅道から咸鏡道への入植策である徙民政策がとられた。当時の朝鮮東北境は豆満江を越えることはなかったが、会寧、富寧、鐘城の烽燧は江外に設けられ、江外東北の女真は殆ど内属状態で江内にも雑居が認められていた。所謂藩胡とは朝鮮内属女真を指し、居住地の江内外を問わない。このため朝鮮にとっては豆満江外をもって他国領土との認識は全くなかった。明の女真統治の基本は懐柔だったが、直接権勢が及んだのは吉林、渾河以西の海西女真に限られ、白頭山北の建州女真や豆満江東北の野人女真は朝鮮との関係が緊密だった。明清交替期の1627年に清太宗（金国汗）が朝鮮を攻めて講じた和約では、義州中江と会寧での開市と共に朝鮮領内居住の逃散女真の送還を要求している。清は満州征服事業と明との戦いによる満州八旗補充の必要から200年来朝鮮辺境に雑居してきた豆満江辺の女真全部族を引き揚げさせて越境を厳禁したため、無人の間曠地帯が出現した。このため会寧や慶源互市交易には遠く寧古塔の人々が来訪した。鴨緑江口域を根拠地にした明の武将毛文龍の配下が朝鮮の協力下に遼上して間曠地帯を辿り、白頭山から寧古塔にまで侵攻して清の背後を脅かす奇策さえあった。だが朝鮮人の越境侵入による清の最重要財源である人参盗掘を容易には防止できず、両国関係悪化の一大原因となった。1636年に国号を大清に改めた清太宗は再度朝鮮を攻め、翌年仁祖は降伏した。それまでの明を父、清を兄弟としてきた三国間の関係が一変し、朝鮮は明と絶ち清に服した。この後の朝鮮人越境事件や境界問題に際しても朝鮮は「上国」の怒りに触れないことを慣習とし、当然の主張さえもなし得なかった。康熙定界碑建立や二度の勘界交渉を始めとした境界交渉をみるうえでは、この止むを得ない歴史的経緯を理解し斟酌すべきである。1897年に朝鮮が清の宗主権下を脱して国号を大韓帝国と改め光武に改元し、朝鮮民族主義が高揚すると同時に境界問題が再燃した。咸鏡北道觀察使趙存

禹は、二度の勘界交渉で清の強圧に屈せられたことを憤慨して図們・土門江別流論を復活させた。だが北清事変でのロシア軍の間島侵攻による日露の緊張で事態は再び変転し、清韓の境界交渉は後に持ち越されたとされている。

間島問題の発生は地勢上自然に朝鮮人が先に間曠地帯の東半分である間島に入植したことに起因しており、他の全ての条件を除いて考察すれば間島は韓国に付属すべきだという湖南の朝鮮帰属論²⁶は以上の見解に立脚するといえよう。

だが後年、高麗から朝鮮初期の画期をなす史実について湖南とは大きく異なる批判的研究が発表されている。津田左右吉を中心にしてみてみよう。

まず高麗東北境開拓の一大事業とされる尹瓘北征地域である²⁷。『高麗史』によると北征以前の東北境は三山村即ち咸鏡道北青で、高麗に内属した女真居住地の南限は全て咸興、洪原、北青地方に含まれていた。女真との係争地葛懶甸は『金史』によると咸鏡道定州の北隣を指している。徒門の音は統門に近く豆満江を想像させるが、徒門や葛懶は女真の河川名として多く使用されており、この二河は北青、咸興地方の河川である。北征軍は遠くとも北青以北には進んでおらず、占領地は吉州ほど北にも及んでいない。高麗が女真と和を講じて占領地を放棄した動機は吉州戦での敗戦にあり、占領地北限は北青、利原である。これは『高麗史』の記述と一致する。ただ『大韓疆域考』だけが尹瓘の北征は吉州以北には及ばずと記したが、これもまた北青付近の古吉州の地名がさらに北方の地に転用されたことに考え及ばず『高麗史』の誤解である。次に穆祖伝説の信憑性である²⁸。穆祖は元支配下の幹東に興り南京五千戸所達魯花赤となり、その子翼祖（李行里）も父の職を継いだとされている。幹東は古慶興（撫夷堡）の東30里（ハーサン付近）、南京は局子街（延吉）である。穆祖が前住地の咸鏡道徳源から幹東移住後に達魯花赤となったのか受官後に移住したのかは不明だが、元が一高麗人をその職に任じたこと

は甚だ疑問である。属領の達魯花赤には蒙古人を任ずるのが慣例で、しかも幹東と南京とは方角が大きく異なり距離遠隔である。南京五千戸所達魯花赤の居住地が幹東だったとは考えられず、穆祖及び翼祖伝説は信じ難い。第三は高麗末の李成桂の活動である²⁹。豆満江外の兀良合と幹都里が女真他部族との対抗上高麗の招諭に応じて来朝したことは事実だが、服属したわけではなく居住地が高麗領に入ったわけでもない。高麗末の領域は江内すら未だ確実な領土ではなく、吉州を北限とみるのが妥当である。第四は朝鮮初期の豆満江地域経略である³⁰。太祖が設置した古慶源は対女真最北の重鎮として慶興のさらに南の江口付近にあった。当時の確実な朝鮮領土は、鏡城以北から豆満江下流に至る海岸地帯だけである。太祖の経略が海岸地帯から始められたのは高麗北境から南京を経て開原に通じる街道が元との主要交通路だったからで、穆祖の任地をこの地とした意図と深い関係がある。太祖の活躍に関する朝鮮史料には非常に誇張されたものが多く、李氏と豆満江下流地域との歴史的因果関係を誇示して北進の必然性と正当性を主張したのだと厳しく批判している。

同種史料の分析においてこれほどの差異がある。それぞれの時期の日本の朝鮮満州政策との関係を注意深く検討し比較する必要があるが、基本的には朝鮮建国以来の親明排清思想による北進必然論と女真（清）の歴史的居住活動地域保全論との差異である。今日においては両者共に非常に現実的な意義をもっている。前者は、延辺朝鮮族の自治権擁護と将来の統一朝鮮への帰属を主張する人達の有力な歴史的論拠である。後者は、中国東北部の最重要少数民族である満族の権利保護を口実に領土喪失に結び付くいかなる国境変更をも排除している中国政府の立場³¹を更に強固にする。

中朝国境問題会談での議論の出発点が、数世紀も溯った境界論争だとは思えない。それぞれが自負している継承の正統性と条文での一貫した図們江、白頭山表記からみて、朝鮮或いは大韓帝国と

清国との境界交渉のある時点での内容を受け継いだと考える方が妥当だろう。日露開戦2週間後の1904年2月23日に締結された日韓議定書第4条では、韓国領土の保全に危険がある場合には日本政府は軍略上必要な地域を臨機収用出来るという一定の韓国保護権が定められた³²。翌1905年8月初旬、韓国駐劄軍は咸鏡道に侵入していたロシア軍を撃退して図們江右岸に進出した。9月3日の会寧突入直後に講和談判進展による戦闘中止命令を受けて現地ロシア軍との休戦協定を開始したが、両軍意見の相異によって正式の休戦協定は締結されなかった³³。この経緯をみれば1904年(光武8年、光緒30年)1月29日付の駐韓清国公使照会文は、大韓帝国の主体的外交最後の境界関係外交文書として注目すべきである。即ち中韓は図

們、鴨緑両江を天然の境界として久しいが、光緒13年の勘界は未決で再度勘界して速やかに章議を決し久しく遵守することを期す、再勘界以前においては界を越えて事を起こし大局の妨げにならないよう努めるとされている³⁴。同年2月、日露開戦となり清国公使は韓国政府に李範允の間島撤退を要求し、韓国も遂にこれに応じて李は後にシベリアに亡命した。両国は同年6月15日に善後章程12条を議定し、第一条では両国界址は白山(白頭山)碑記に証すべきものがあるが再度勘界を期する、それまでは従来通り図們江を界として越境を固く禁ずるとした³⁵。中朝国境問題会談は、この時期の清韓交渉を出発点にしたのではないだろうか。

注

1. 増田忠雄「満洲東部国境の諸問題」(『満鉄調査月報』第19巻第3号、南満州鉄道株式会社、1939年3月) p.124。
2. 鈴木裕司・監修、曹海石・訳「中朝国境条約・議定書」(『法学志林』第103巻第1号、法政大学、2005年10月) pp.111～113。『中朝条約、協定、議定書匯編1954～1969』(遼寧省革命委員会外事組外事組編印、1971年1月)の一部訳。なお本小論は、環日本海学会第13回学術研究大会(2007年12月、立命館アジア太平洋大学)での研究報告「中朝国境についての一考察」を論文にしたものである。
3. 同上、pp.114～125。
4. Daniel Goma “The Chinese-Korean Border Issue-An Analysis of a Contested Frontier”, Asian Survey, Vol. XLVI, No.6, November/December 2006, p.876.
5. 鶴嶋雪嶺『豆満江地域開発』(関西大学出版部、2000年)及び『中国朝鮮族の研究』(関西大学出版部、1997年)、拙稿「自然経済圏(NET)」(環日本海学会・編『北東アジア事典』国際書院、2006年、pp.114～116)を参照されたい。
6. 「統監府臨時間島派出所紀要」(金正柱・編『朝鮮統治史料』第1巻、宗高書房、1970年) p. 61。
7. 篠田治策『間島問題の回顧』(1930年8月) pp.50～51。
8. 長野朗『満洲問題の關鍵間島』(支那問題研究所、1931年) pp.33～35。天野元之助「間島に於ける朝鮮人問題に就いて」(『満蒙パンフレット』第17号、中日文化協会、1931年5月) pp.50～54。
9. キム・キチャン『空白の北朝鮮現代史』(新潮社、2003年) pp.139～140。
10. 黒田清隆「環游日記」でも会談の内容は不明である。鶴嶋、前掲書(5)『豆満江地域開発』pp.208～209を参照されたい。
11. 間島自立同盟「間島自立新政体建設(昭和七年一月二日)」(小川平吉文書研究会・編『小川平吉関係文書2』(みすず書房、1973年) p.327。
12. 内藤湖南「韓国東北疆界攻略」(『内藤湖南全集』第6巻、筑摩書房、1972年) p.549。
13. 李成茂・著、李大淳・監修、金容権・訳『朝鮮王朝史(上)』(日本評論社、2006年) pp.573～579。
14. ベ・ヨンホン『中朝国境をゆく』(中央公論新社、2007年) p.125。キム・キチャン、前掲書(9) p.121。
15. 拙稿「豆満江(図們江)地域開発における“NET(Natural Economic Territory)”論の意義」(『環日本海研究』第7号、環日本海学会、2001年11月、pp.14～24)を参照されたい。
16. 岩下明裕『中・口国境4000キロ』(角川書店、2003年) p.64。
17. 『朝日新聞』2006年12月30日、等。
18. 岩下明裕、前掲書(16) p.65。
19. 増田忠雄、前掲論文(1) p.132。
20. 岩下明裕、前掲書(16) p.66。
21. 李良洙・編『延辺朝鮮族自治州概況』(延辺人民出版社、1984年) p.42、(大村益夫・訳『中国の朝鮮族』むくげの会、1987年、p.49)。朴時亨「渤海史研究のために」(『歴史科学』1962年第1号、朱栄憲・著、在日本朝鮮人科学者協会歴史部会・訳『渤海文化』雄山閣出版、1979年) pp.206～207。
22. 前掲『内藤湖南全集』第6巻(12) p.697、内藤乾吉氏の解説による。
23. 同上。
24. 参謀本部・編『満洲地誌』(国書刊行会、1976年) p.34、65。
25. 内藤湖南、前掲論文(12) pp.507～550、700。「間島問題私見『間島問題協定案私議』」は pp.570～572。なお湖南による間島の朝鮮帰属論と「私議」による領有権譲渡提言との関係については鶴嶋雪嶺、前掲書(5)『豆満江地域開発』pp.230～232を参照されたい。
26. 内藤湖南「間島問題私見『間島の地勢』」、前掲『内藤湖南全集』第6巻(12) p.567及び「間島吉林旅行談」、同上 pp.427～428。
27. 津田左右吉「尹瓘政略地域考」(『津田左右吉全集』第11巻、岩波書店、1964年) pp.307～315、328～331。稲葉岩吉『光海君時代の満鮮関係』(国書刊行会、1976年) pp.16～18。
28. 津田左右吉「元代に於ける高麗の東北境」、同上 pp.374～377。池内宏『満鮮史研究 近世篇』(中央公論美術新社、1972年) pp.34～35。稲葉岩吉、同上 pp.18～19。
29. 津田左右吉「高麗末に於ける東北境の開拓」、同上 pp.414～416。池内宏、同上、pp.29～34。
30. 津田左右吉「鮮初に於ける豆満江方面の経略」、同上 pp.441～442。
31. Daniel Goma.op.cit.p.880.
32. 信夫清三郎・編『日本外交史 I』(毎日新聞社、1974年) p.225。
33. 旧参謀本部・編、桑田忠親、山岡荘八・監修『日露戦争(下)』(徳間書店、1994年) pp.317～318、325～326。
34. 内藤湖南、前掲論文(12) pp.548～549。
35. 同上。

The Comparison of the 1962 Treaty of Chinese-Korean Border and The 1964 Protocol of The Border with the 1909 Gando Agreement

NISHI Shigenobu

Comparing the Treaty of Chinese-Korean Border signed by Zhou Enlai and Kim Ilson in October 1962 in Pyongyang and the Protocol of the Border signed by both Governments in March 1964 in Beijing with the Gando Agreement signed by the Ch'ing Dynasty and the Japanese Government in September 1909 particularly in details on the demarcation line around Chongji Lake and Tumen River we can recognize the important differences between them as follows.

1, The treaty and the protocol were concluded on the basis of the equality between the Chinese and the Korean governments while the Gando Agreement was signed by the Ch'ing Dynasty and the Japanese Government which had put Korea under the control.

2, Changing the start point of the demarcation line around the source of Tumen River from the border monument on the foot of Mount Paektu or Paektusan (Changbaishan in Chinese), domain volcano, built in 1712 to the Chongji, a large lake at the bottom of the crater, Korea has come to possess a half of the lake.

3, The demarcation line on the source of the Tumen is changed to the first headwaters of the river as the Korean delegate insisted without success at the second border negotiation between the Ch'ing and the Yi Dynasties in 1887

from another headwaters which the Chinese delegate insisted and The Gando Agreement recognized as the demarcation line.

4, Tumenjian, a tributary of the Sonhwajian is recognized as a part of the border in the treaty. The Korean insistence at the border dispute in 1887 that Tumenjian mentioned on the border monument on the foot of Paektusan was not the mainstream Tumen River but another river is now partly adopted in the treaty.

The differences mentioned above make it clear that the accord reached in 1960's was favorable to Korea taking the advantage of the rift between China and the Soviet Union. Reportedly province governments of Liaoning and Jilin protested against the concession.

But the recognition of Tumen River as the border has put Gando/Yanbian under the Chinese sovereignty in spite of the Korean nationalist argument that the region, a historical part of Korea was transferred to China by Japan in 1909 in return for Japanese mining concessions and exclusive rights to build a railway in Manchuria.

The northern boundary between China and Korea corresponds to the Tumen River but the last 17 kilometers of the river which flows into the Sea of Japan marks the frontier between Russia and Korea. The principle of demarca-

tion line between China and Korea is different from the one between Russia and Korea. China and Korea have adopted the principle of joint ownership, management and use of the waterway while Russia and Korea have situated the demarcation line in the middle of the river. As a cross-border ethnic group, Koreans in both sides of the Chinese-Korean border can trade in the shallow water of the river. It sometimes happens that they cross the border river freely. On the other hand, the use of the waterway between Russia and Korea is not so easy.

Concerning the islands in Tumen River Korea has recognized the Chinese sovereignty over 246 of them while China has recognized the Korean over 137.

The Korean nationalist argument that Gan-

do/Yanbian is a historical part of Korea depends heavily on NAITO Konan's historical study on the Chinese-Korean border.

But many other academic studies on Manchuria and Korea by THUDA Soukichi tell us another story. At the turn of Ming to Ch'ing many Manchus lived in both sides of the Yalu and the Tumen. When Abohai withdrew his troops from Korea, he took all the Manchus with him to fulfill his troops for the war against Ming. Gando became uninhabited until Korean peasants came to till the land there. As Paektusan is the sacred mountain of the Korean people, Manchus consider it the place of their ancestral origin. The Manchus are the second most populous national minority in China and the most important in Northeast.